

提出された意見の内容と市の考え方について
【四日市市市民協働促進計画（素案）について】

1. 四日市市市民協働促進計画について（1件）

該当項目	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
全体		<p>地縁団体による市民活動を重視するばかりではなく、多様な社会課題と一緒に解決して行こうとする小さな活動を汲み取っていくような、「価値観の共有」を中心に据えた協働促進を図るような計画にしてほしい。</p>	<p>本市では、全国的にも早い時期から、多様なNPOや多くのボランティア団体などにより、活発な市民活動が行われてきているほか、自治会等による地域におけるいろいろな取り組みが行われています。それらの中には、先進的なものや、長期にわたって行われるものなどがあり、さまざまな分野で市民協働による取り組みも行われています。</p> <p>これらの市民協働を進めるに当たり、本計画では、「市民協働に向けての心構え」の中で、市民協働においては、その取り組みの目的、目標を共有することが大切であり、何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取り組みを進めていくこととしています。</p> <p>また、基本方針1に、「市民協働を促進する意識づくりや人材育成」を掲げ、その基本施策として、市民協働に関わるさまざまな主体においては、市民協働の担い手として果たすべき役割を理解し、主体的に市民活動や市民協働に参加して、互いに連携、協力しながら協働のまちづくりを進める必要があり、その意識を高めるための啓発や研修などの取り組みを進めることとしています。</p> <p>以上のようなことから、本計画においては、ご指摘のような「価値観の共有」ということも踏まえ、市民協働の促進を図ってまいりたいと考えています。</p>

2. 中間支援団体について（1件）

該当項目	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
四日市市における市民活動の状況	8	<p>四日市市では中間支援団体に偏りがみられるような気がするので、中間支援団体の役員は兼務できないようなことをしてほしい。</p>	<p>中間支援団体は、市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び、人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う市民活動団体をいいます。これらの団体が行う中間支援活動は、市民協働にとっては不可欠なものであり、今後より一層の機能充実が求められます。</p> <p>今後はこうした中間支援団体が、さらに数多く活動し、地域づくり、福祉、子育て、環境などそれぞれの分野で協働のためのコーディネート力や専門的ノウハウ等を蓄積し、市民活動団体と行政との橋渡し役を担っていくことが求められます。また、市民活動団体相互の横つなぎを図り、市民活動をより活発にしていくことで、協働による公共的な地域課題などの対応が一層図られていくことも期待されます。</p> <p>しかしながら、これらの団体の活動そのものに、市として干渉したり、自立性を阻害することはできないと考えています。</p> <p>一方で、市民協働促進条例第3条第3項においては、市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性、自立性を尊重したうえで、支援の内容や手続きが、公平・公正で、透明性の高いものでなければならないと規定しています。</p> <p>今後とも、中間支援団体など市民活動団体に対しましては、そのような姿勢で取り組んでいきます。</p>

3. 中間支援団体が担うさまざまな分野について（1件）

該当項目	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
四日市市における市民活動の状況	8	8 ページ下から4行目に「今後はこうした中間支援団体が、地域づくり、福祉、子育て、環境美化などそれぞれの分野で」と記載されているが、「環境美化」では、複雑で多様な課題を含む環境分野の取組みが、美化活動だけに限定されてしまうため、「環境美化」を「環境」としてもらいたい。	この部分につきましては、それぞれの分野についての例示を表記するものです。 このことから、ご指摘のとおり、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や、地域での循環型社会の形成、自然環境の保全などを含む環境分野に関して、より広義にとらえられるよう、「環境美化」を「環境」に改めます。

4. 基本施策1-② 市民協働を担う人材の発掘・育成について（1件）

該当項目	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
市民協働を担う人材の発掘・育成にかかる主な取組み	17	市民協働を担う人材の発掘・育成の主な取組みに示されている7つの取組みは講座や研修会の実施となっている。人材の育成には、実際の協働を進めてみる取組みが必要であるので、『市民協働モデル事業の実施』多様な分野で、市民協働を進めてみたい市民からの企画提案を募集し、モデル事業を実施してもらい取組みをする。そのプロセスを通して人材の育成を図る。」という取組みを追加してほしい。	本市では、既に市民協働により実施されている取組みが多くありますが、さらなる取組みの推進を図るため、本計画の「基本方針3 市民協働を促進する市民活動団体の育成・強化」中、「基本施策3-① さまざまな市民活動団体の育成」に向けた主な取組みの一つに「協働委託の推進」を掲げています。 これは、行政のさまざまな分野における公共的な課題の解決に向けて、市民協働に基づく委託事業の推進を図るものです。 この中で、例えば、市民活動団体からの提案を受けて、モデル事業を通じた人材育成につながるような取組みについても進めていくことができるものと考えています。

5. 基本施策2-② 市民協働に関する情報共有について（1件）

該当項目	ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
市民活動団体の登録情報の共有化	19	<p>主な取り組み、「市民活動団体の登録情報の共有化」について、市行政の中で市民活動団体の登録情報が重複しているかも知れないので、行政内部での情報共有を図り、どのサイトからでも共有できるしくみを構築してほしい。そこで、この部分の説明を「市と協働して活動しようとする団体の届出情報を行政内で共有し、登録情報の共有・公開を図る。」としてはどうか。</p>	<p>本計画の「基本方針2 市民協働を促進する情報の発信と共有」中、「基本施策2-②市民協働に関する情報共有」に向けた主な取り組みとして掲げている「市民活動団体の登録情報の共有化」では、市民協働促進条例に基づく市民活動団体の届出制度による団体の登録情報の公開をすることにより、市民活動団体にかかる情報を、行政内部に限らず、市民協働に関わるさまざまな主体で共有し、それらの主体間の連携を図ることとしています。</p> <p>なお、ご指摘いただきました、行政内部で重複するような市民活動団体の情報につきましては、届出情報の共通化などによる効率的な届出方法の導入や、関連する部門のサイト間の連携などについて、検討してまいります。</p>